

令和4年4月13日

教職員の生徒への接し方校内ルール（松陽高校）

（目的） 教職員が生徒と接するなかでのトラブルを未然に防ぐために、以下のルールを策定する。

1 携帯電話やSNS等の使用について

（1）携帯電話の使用について

- ・生徒への連絡は、原則として、生徒宅の固定電話か保護者を介して行う。
- ・職員の携帯電話番号はできるだけ生徒に教えない。

（2）SNS等の使用について

- ・教職員と生徒の間での使用は、部活動指導・校外での行事指導等、必要時に限る。
- ・内容については連絡のみとし、私的なやり取りは行わない。
- ・生徒同士のグループLINEに教職員が参加することは避け、部長や委員長等を介して連絡するよう工夫する。

2 生徒との面談の実施方法について

（1）面談は校内で行い、1対1で実施する場合は、部屋の窓や扉を開けるように配慮する。

（2）生徒宅で面談を行う場合は、複数の教職員で対応する。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

原則として、自家用車に生徒を乗せない。やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

4 その他

（1）定期的に、教職員で話し合いや研修等を持ち、意思疎通を図る。

（2）教職員として私的なSNSへの投稿には細心の注意を払う。

附則

このルールは、令和4年4月1日から施行する。